

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

産業集積推進計画 ～ 雇用と活力を創出する産業集積の実現 ～

2 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県、滋賀県蒲生郡竜王町

3 地域再生計画の区域

滋賀県蒲生郡竜王町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画の背景

滋賀県は、琵琶湖を中心とする穏やかで豊かな自然に恵まれるとともに、日本列島のほぼ中央に位置し、近畿圏・中部圏・北陸圏の結節点という立地条件を活かして、多様な産業集積を形成してきた。

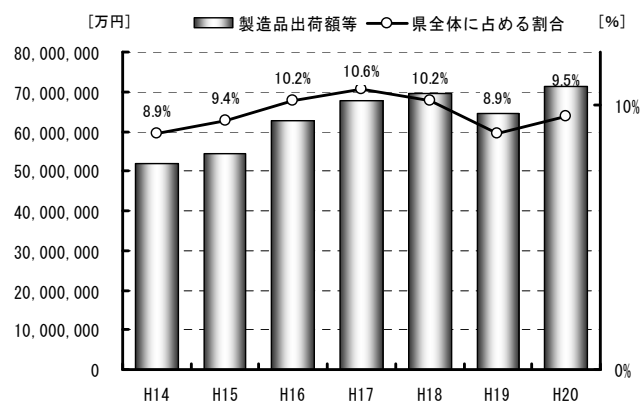
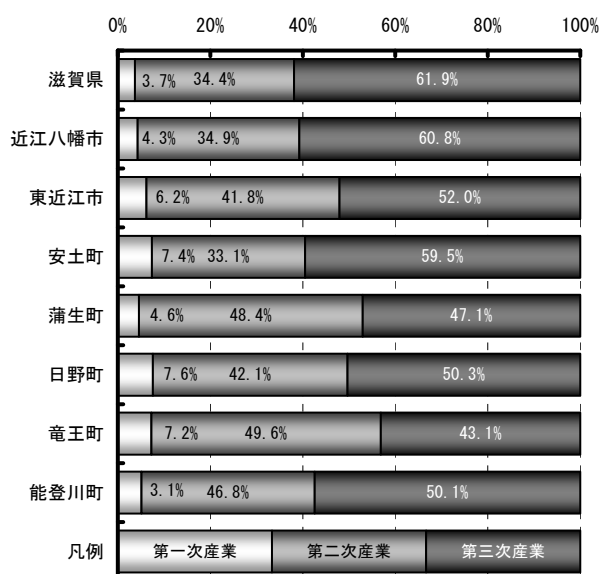
特に、昭和30年代後半からの我が国の高度経済成長と時期を同じくして、大都市に近接する本県の地理的優位性と交通利便性から、名神高速道路沿いを中心に電気機械や一般機械、金属およびプラスチックをはじめとした量産型加工組立産業の立地が進んだ。

以後、自然的・経済的・社会的一体性を背景にして、県内全域において、それらを核とした関連産業の集積が広く進み、全国でも有数の内陸工業県として発展を遂げてきた。

近年では、理工系大学をはじめ、医療や環境、バイオ、さらには芸術やスポーツなど、幅広い分野の大学の立地が進み、企業の創造的な活動を支える基盤も充実してきている。

このような地域特性を有する滋賀県の中でも、中央部に位置する竜王町には、交通の要衝という恵まれた立地条件により、昭和40年代には県内随一の製造品出荷額を誇るダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場が立地し、また、昭和50年代には名神高速道路竜王インターチェンジ(以下竜王IC)が開設され、その交通の利便性や企業の生産効率化により、工場の進出が進んできた。平成20年には新名神高速道路が供用開始となったことにより、京阪神エリアのみならず、中部エリアへのアクセスの利便性が飛躍的に高まっていることを背景に、近年、工場の集約化も進んでいるところである。

こうした中で、竜王町の産業の実態をみると、産業別就業人口における第二次産業の構成比は滋賀県全体や周辺市町のそれと比較すると圧倒的に高く、さらに、製造品出荷額等は平成12年以降、増加傾向にあつて、県全体に占める割合は平成20年で9.5%に及んでいる。また、その製造品出荷額等の大部分は自動車産業部門が占めているものと推測される。



以上のように、竜王町は県下有数の第二次産業のまちであり、今後も持続的に発展していくためには、自動車産業とその関連産業の集積による地域産業の発展が必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、滋賀県と竜王町では恵まれた産業集積や広域的な交通結節拠点である竜王 I C を活かした地域産業の高度化、産業集積の拡大を図るため、連携して産業振興施策を展開している。特に竜王 I C 周辺において遊休資産となっている公有地の有効活用による新たな産業集積基盤の整備は、滋賀の立地特性を最大限に活かし、竜王町のみならず、滋賀県の産業振興、雇用創出、地域全体の活性化に繋がる有効な手立てとなるものと考えている。

また、竜王町の都市計画マスタープランにおいても、「竜王 I C 周辺では国土レベルの交通結節拠点となる竜王 I C へのアクセス性を活かし、恵まれた自然環境との調和を図りながら、雇用と活力を育む産業機能（製造・運輸流通業等）の配置を検討する」とされている。

(2) これまでの取り組み

○ 企業立地促進法に基づく産業集積の形成・活性化に向けた取り組み

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年 6 月 11 日施行。以下、企業立地促進法という。）に基づき、滋賀県および竜王町が策定した「企業立地等による地域産業の活性化に関する基本計画」に対し、平成 19 年 12 月 21 日付けで、経済産業大臣から同意を得た。

計画の目標 ダイハツ工業滋賀(竜王)工場を中核にして、我が国の産業をリードする自動車産業お

よびその関連産業について、産業用施設の整備や人材育成等に積極的に取り組むことにより、新規企業立地および域内企業の事業高度化を促進し、川上から川下までの産業集積地として、付加価値の高い、競争力のある産業集積の形成等を目指す。

計画期間 平成25年度末

集積業種の位置づけ 自動車産業およびその関連産業

集積区域の指定 ア) 名神高速道路竜王インターチェンジ周辺地区
イ) ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場を中心とする地区

事業の概要

- 企業用地の整備
 - ・産業用施設整備および企業ニーズに応じた集積区域内の立地適地情報の提供
- 人材育成事業
 - ・町商工会、ポリテクカレッジ滋賀と連携した、製造業向け人材育成事業の実施
 - ・地域に根ざし、地域に生きる『ものづくり』人材育成のための、工業高校への企業技術者の出前授業、実習支援、インターンシップなどの実施
- 技術支援等
 - ・滋賀県工業技術総合センター、滋賀県知的所有権センター、(財)滋賀県産業支援プラザ、滋賀県立大学等による、技術開発から事業化までの一貫した取組みに対する多面的な支援
- ワンストップサービス
 - ・滋賀県と竜王町の連携による、各種手続きの窓口の一元化、事務処理の円滑・迅速化等のワンストップサービスの提供

(3) 地域再生計画の目標

- 新規企業立地件数 6件
- 製品出荷額の増加額 236億円
- 新規雇用創出件数 150人
- 付加価値額 H17 1,799億円 → H25 1,889億円(伸び率5%)
※企業立地促進法の基本計画に定める目標(目標:平成25年度)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

竜王町の恵まれた立地特性や広域的な交通結節拠点である竜王ICを活かした地域産業の高度化、産業集積の拡大を図るため、滋賀県との連携による企業立地促進法の基本計画に基づく取り組みや、「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、竜王IC周辺の公有地の有効活用による自動車産業又はその

関連産業の企業誘致を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 該当無し

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

番号：C3004

名称：公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大（国土交通省・総務省）

(2) 先買い土地の所在地（別添資料参照）

所在地：蒲生郡竜王町岡屋地先

(3) 買取りの時期及び目的

買取りの時期：昭和62年から平成4年まで

買取りの目的：緑地公園的整備用地

(4) 法9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みがないと判断される理由

当該土地は、総合保養地域整備法の規定による総合保養地域の整備に関する基本構想である「琵琶湖リゾートネックレス構想」（平成2年12月策定）に基づき、リゾート整備に資する特定施設の整備を目的として、昭和62年から平成4年にかけて滋賀県および滋賀県土地開発公社が取得したものである。

しかし、構想策定後に直面したバブル崩壊等の社会経済情勢の変化の中で企業の開発意欲は低下し、併せて国民の余暇活動への需要も質的变化を遂げ、周遊視察型の余暇活動等は減少するなど、リゾート整備を進める社会経済状況にはなく、所期の目的を達することは困難なことから、平成22年1月に滋賀県は同構想を廃止した。当該土地については活用されることなく10年以上が経過し、今後も当初の目的通りに活用される見込みはない。

また、他の公共公益施設としての利活用についても滋賀県と竜王町で検討・調整を進めてきたが、厳しい財政状況、公共公益施設には適さない立地条件等の観点から困難であり、よって、公拡法第9条第1項第1号から第3号までに掲げる事業等に供される見込みはないと判断する。

そこで、竜王町が目指す「雇用と活力を生む産業創造」に向けて、企業立地促進法の基本計画において集積区域に位置付けられている当該土地を企業誘致の適地として利活用することが適正と考える。また、竜王町都市計画マスタープランでは、当該土地は広域交通の利便性を活かした市街地整備を進めるエリアとして、市街化区域拡大予定地に位置付けられている。

(5) 先買い土地を供することを予定している事業の概要

- ・事業の名称
 (仮称)竜王岡屋工業団地造成事業
- ・事業主体
 滋賀県土地開発公社
- ・事業の用に供する先買い土地の面積
 332,462㎡
- ・当該土地が所在する用途地域
 市街化調整区域（市街化区域とすべく調整中）
- ・事業の用に供する予定時期
 平成23年12月以降

5-3-2 独自の取り組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、滋賀県と竜王町が推進する独自の施策として、以下の取り組みを行います。

企業立地促進法に基づく産業集積の形成・活性化に向けた取り組み

企業立地促進法の基本計画に基づき、産業用施設の整備や人材育成等に積極的に取り組むことにより、新規企業立地および域内企業の事業高度化を促進し、付加価値の高い産業集積の形成等に取り組む。

①企業用地の整備

ア) 産業用施設の整備 [事業主体：竜王町]

近年、自動車産業においても、新規進出や工場増設といった経営戦略上重要な事項については、その判断に時間がかかることがあるが、一旦決断されると、その計画は非常に早いスピードで達成される必要があるため、土地利用や開発手続きの迅速な対応が極めて重要となる。

こうしたことを踏まえ、竜王町都市計画マスタープラン（平成19年10月策定）において工業・業務地として「市街化区域拡大予定地」と位置付けている区域および名神高速道路竜王インターチェンジ周辺地区の既存工業地域について、今後、土地利用にあたっての必要な調査を行うとともに、具体の立地計画等を踏まえつつ、その整備を行う。

イ) 立地適地情報の提供 [事業主体：滋賀県・竜王町]

竜王町と滋賀県では、多様化する企業ニーズに迅速かつ的確に対応するため、域内の空き工場や空地を含めた立地適地情報を連携して収集、体系化し、企業ニーズに応じて情報提供を行う。

②人材育成事業

ア) 人材育成事業の実施 [事業主体：竜王町商工会・ポリテクカレッジ滋賀]

竜王町商工会とポリテクカレッジ滋賀（滋賀職業能力開発短期大学校）は、互いに連携し、製造業

に携わる人材の育成のための事業を実施する。

③技術支援等

滋賀県では、技術開発から事業化までの一貫した取組みに対して、関係機関が連携して 以下のような多面的な支援を行う。

ア) 滋賀県による新技術開発支援

滋賀県では、新製品や新技術に関する研究開発やその成果の事業化を行おうとする中小企業者等の創造的事業活動を促進するため、滋賀県産業振興新指針に定める重点産業分野（環境、健康福祉、観光、バイオ、IT）に資する研究開発等事業計画について「チャレンジ計画認定」を行い、認定事業計画については、補助金や制度融資等の資金支援をはじめとする集中的な支援を実施する。

また、県立大学、県工業技術総合センター、コラボしが21、米原文化産業交流会館、エルティくさつに設置されたレンタルラボ（賃貸型研究室）やレンタルオフィス（賃貸型事務室）のほか、12区画を有する滋賀県立テクノファクトリー（賃貸型工場）などの各機関が役割分担と連携のもと、ベンチャー企業等の新規創業や新分野への進出を目指した技術開発から事業化までの一貫した取組みを支援する。

イ) 滋賀県による産学官連携支援

また、産学官連携による新産業の創出を図るため、リエゾン機能の充実強化策として、産学官連携コーディネータを配置し、企業・理工系大学等のニーズ・シーズの発掘と産学官のマッチングを行うとともに、産学官の関係者の出会いの場として「産学官ニーズ・シーズプラザ」を開催し、新技術・新事業の芽となる産学官研究会の形成をコーディネートする。

ウ) 滋賀県工業技術総合センターおよび滋賀県東北部工業技術センターによる技術支援

滋賀県工業技術総合センター（栗東市／甲賀市）は、時代の流れに対応した企業の技術力の向上を図るため、電子、機械、化学、食品、工業材料、金属、セラミック等広範な分野を対象に総合的な試験・研究・指導機関として活動する。

とりわけ、企業への技術移転を前提とした応用研究や共同研究を実施するとともに、企業の自主的な研究を支援するための試験分析機器やレンタルラボを提供する。また、技術相談、依頼試験分析、技術情報の提供、研修・セミナーなどの人材育成を実施する。

併せて、産学官連携による研究交流活動として、積極的な研究会活動も実施（滋賀ファインセラミックフォーラム、滋賀県品質工学研究会、デザインフォーラム SHIGA、ものづくりIT研究会等）しており、車でなら約30分で連携が可能である。

また、東北部工業技術センター（長浜市・彦根市）では、有機材料、高分子材料、環境調和技術、繊維技術、テキスタイルデザイン、機械・電子、金属材料など、地域に密着した試験・研究・指導機関として活動している。

更に、産学官連携による研究交流活動としては、高分子材料研究会、環境材料分科会、材料加工技術研究会等があり、当該施設とは、車で約50分で連携が可能である。

エ) 滋賀県知的所有権センター（社団法人発明協会滋賀県支部）による知財支援

滋賀県知的所有権センター（栗東市）は、地域のニーズに合わせた特許の流通促進や産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に関する情報を的確に提供することを目的に、特許情報閲覧事業や情報提供事業、特許検索の指導・相談などの支援を実施する。

また、地域の産業界や産業施策との連携を強化し、研究開発や事業化についての支援事業を展開するほか、地域産業の育成に必要な技術情報を整理・分析・加工して積極的に発信する情報提供基地としての役割も持つ。当該施設とは、車でなら約30分で連携が可能である。

オ) 財団法人滋賀県産業支援プラザによる総合的支援

財団法人滋賀県産業支援プラザ（大津市）は、滋賀県における新事業創出ならびに中小企業振興のための中核的支援機関として、創業、新事業・新分野への進出、経営基盤の強化など、県内企業が行う社会構造変化への対応に対する取組みに対し、研究開発から試作、市場開拓、販路拡大など事業化に至るまでの一貫した総合的支援を実施する。当該機関とは、車で約40分で連携が可能である。

カ) 滋賀県立大学による技術支援

滋賀県立大学（彦根市）は、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命として運営されている。

学内には、産学官連携の拠点施設として、産業界等との交流により、企業の研究開発を支援するとともに、大学の教育研究活動を推進することを目的に、地域産学連携センターを設置している。研究実験室（貸実験室）を5室設置するとともに、研究開発に必要な特別仕様の実験室および機器を整備している。

また、大学の知的資源と企業ニーズのコーディネータとして、企業との共同研究を中心に、シーズの提供、研究交流会の開催など、実践指導から情報提供までの幅広い分野において貢献しており、車でなら約40分で連携が可能である。

④ ワンストップサービス

ア) 滋賀県におけるワンストップサービス体制の整備

滋賀県では、県商工観光労働部企業誘致推進室（本務職員 本庁6名、東京事務所1名）を、県におけるワンストップ窓口と位置付け、竜王町との緊密な連携のもと、各種手続きの窓口の一元化、事務処理の円滑化、迅速化に全庁あげて取り組んでいる。

特に、土地利用調整に当たっては、開発等の事務を担当する下記部局の職員を当該室の兼務職員とすることにより、ワンストップサービス体制の充実・強化に努めている。

農政課（農地利用調整担当）1名、都市計画課（都市計画担当）1名

住宅課（開発許可担当）1名、琵琶湖再生課（環境アセスメント担当）1名

とりわけ、大規模な企業立地に対しては、より迅速かつ専門的な対応が求められることから、一元的に課題を整理し、スピード感を持って対応方針を決定するための仕組みとして、庁内に副知事をトップに関係部局で構成する「企業誘致推進連絡会議」を設けており、操業開始までのリードタイムの短縮と事業者の負担軽減に努めている。

イ) 竜王町におけるワンストップサービス体制の整備

竜王町では、政策推進課内に設置する企業誘致推進室（H17.6設置）において、ワンストップ体制を構築し、各種手続きの窓口の一元化、事務処理の円滑化、迅速化に全庁あげて取り組んでいる。

ダイハツ工業株式会社との情報交換や進出希望企業からの問い合わせ、滋賀県企業誘致推進室からの情報などにより、自動車関連企業をはじめとした各種企業の進出意向や工場増設情報を収集し、迅速できめ細やかな対応を行っている。

また、企業進出に当たって発生する開発手続きやインフラ整備、住民対応などの様々な問題をスピード感を持って対応していくため、庁内に、副町長を本部長に関係課で構成する「企業誘致推進本部」を設置（H18.2設置）しており、ワンストップ体制の充実・強化を図っている。

ウ) 竜王町と滋賀県の連携

滋賀県におけるワンストップ窓口である企業誘致推進室では、地域ブロック担当制を採用しており、これにより、日頃から両者間での情報交換を密にすることで、互いに最新の地域情報を把握、確認するなどして企業の立地ニーズに即応できるよう努めている。

⑤地域産業活性化協議会の活動

企業立地促進法に基づく基本計画に沿って、人材の確保や育成、域内企業間の連携、企業立地促進活動等に地域の関係機関が一体となって推進するためのプラットフォームとして、竜王町と滋賀県は、竜王町商工会と共同して、「滋賀県地域産業活性化協議会・竜王地域分科会」を設立し、関係機関との緊密な連携と役割分担のもと、取組みを進めている。

なお、滋賀県では、県全域が自然的・経済的・社会的な一体性を有していることを活かして、竜王町をはじめ、本法に基づく基本計画を策定する各地域が連携・共同して取組みを行うための組織として、「滋賀県地域産業活性化協議会」を設立している。

この協議会は、県内各地域の分科会構成機関のほか、財団法人滋賀県産業支援プラザをはじめ、滋賀銀行、大阪ガス株式会社、関西電力株式会社で構成し、これら機関との相互連携および広域的な地域間連携により、効果的かつ効率的な取組みの検討と実施に努めている。

6 計画期間

認定の日から平成25年度末

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画の終了後にその数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。